

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日から 令和 8年 4月16日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午後 1時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條 |
| | 地 番 | 8 6 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 3 . 2 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條 8 6 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 8 6 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 7 . 0 7 平方メートル
2階 5 6 . 3 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月13日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

地役権

範 囲 送電線路線下両保安線間の土地90・51㎡

要役地 姫路市西中島字桑原380番1

設定日 昭和63年4月2日

目 的 電線路(電線の支持物を除く)を設置(張替、増強等を含む)すること及びその保守運営のための土地立入り又は通行もしくは使用の認容ならびに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3mを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造爆発性可燃性を有する危険物の製造取扱い及び貯蔵電線路に支障となる立竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》



- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- | | | | |
|---|------|----------------------|-------------|
| 1 | 所在 | 姫路市花田町加納原田字北條 | |
| | 地番 | 866番11 | |
| | 地目 | 宅地 | |
| | 地積 | 153.29平方メートル | |
| 2 | 所在 | 姫路市花田町加納原田字北條866番地11 | |
| | 家屋番号 | 866番11 | |
| | 種類 | 居宅 | |
| | 構造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 | |
| | 床面積 | 1階 | 67.07平方メートル |
| | | 2階 | 56.31平方メートル |



令和7年(ケ)第 89号
令和7年10月20日受理
令和7年11月20日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條 | |
| | 地 番 | 8 6 6 番 1 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 5 3 . 2 9 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條 8 6 6 番地 1 1 | |
| | 家屋 番号 | 8 6 6 番 1 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 6 7 . 0 7 平方メートル |
| | | 2階 | 5 6 . 3 1 平方メートル |

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1 表札等の表示

本件不動産に表札等による表示はない。

2 物件1の土地（本件土地）の状況等

- (1) 本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。
- (2) 土地の周辺には一部境界標識と思われるコンクリートの刻みが認められ、地積測量図、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ地積測量図、建物図面のとおりであり、地積についてはおよそ公簿のとおりであるものと推測される。
- (3) 物件1の土地には次のとおり地役権が設定されている。

受付年月日・受付番号

昭和63年4月4日 第14989号

原因 昭和63年4月2日設定

目的 電線路（電線の支持物を除く）を設置（張替、増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立入り又は通行もしくは使用の認容ならびに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3mを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造爆発性可燃性を有する危険物の製造取扱い及び貯蔵電線路に支障となる立竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止

範囲 送電線路線下両保安線間の土地90.51㎡

要役地 姫路市西中島字桑原380番1

地役権図面第40号（範囲は地役権図面のとおり）

3 物件2の建物（本件建物）の状況等

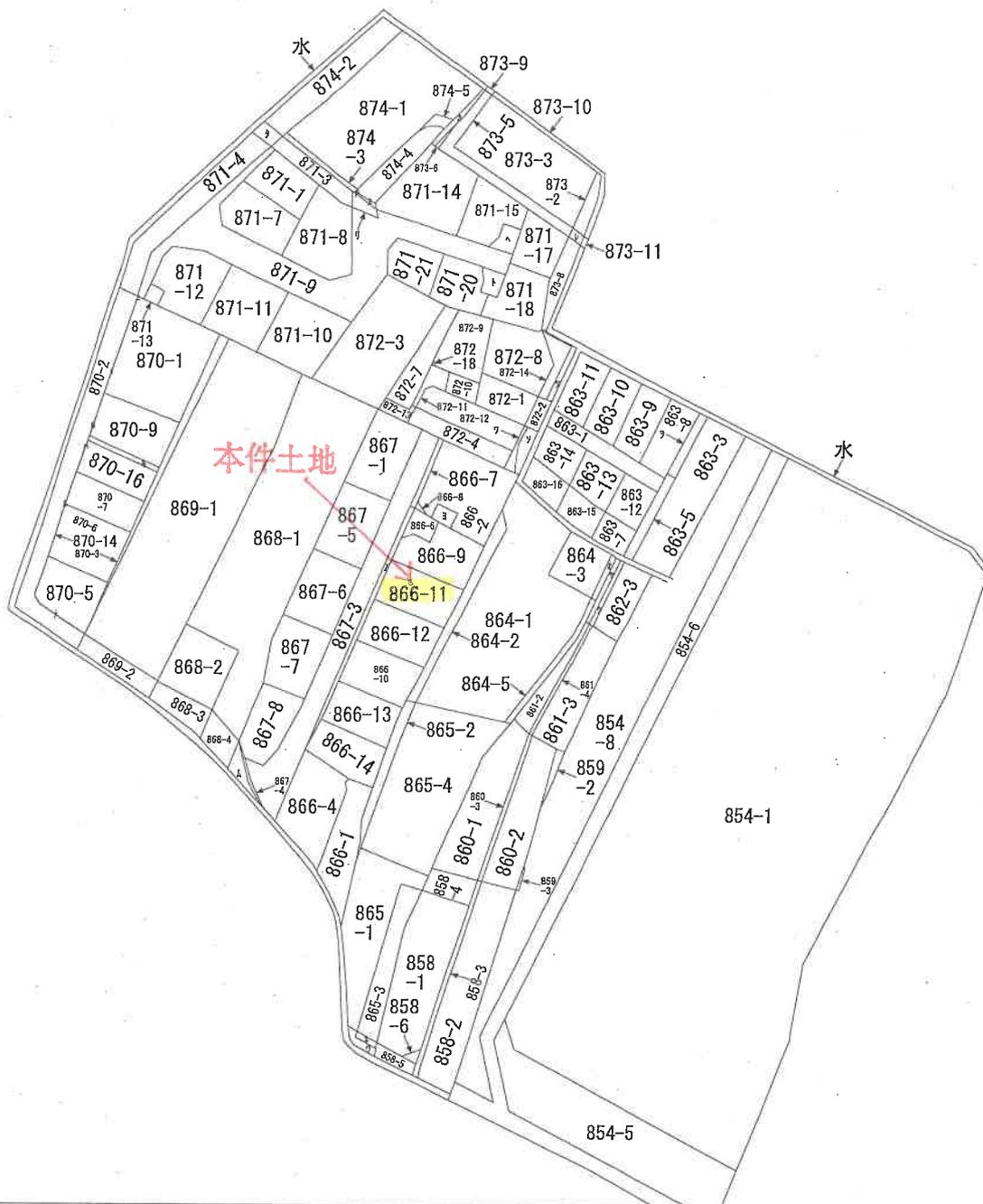
- (1) 本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。
- (2) 占有状況は、臨場時に立ち会った債務者兼所有者の陳述及び立入調査をした結果、2枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。
- (3) 建物の状態は、玄関ドアの外枠と室内側のドアガードに損傷があるほかは、室内のクロスにビスやネジの跡がある程度で、雨漏りや水漏れ等の特段の損傷不具合箇所は認められず、経年程度の劣化があるものと認めた。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■債務者兼所有者	<p>1 本件建物は、リビングに段ボールなどを残していますが、現在空き家で、第三者の居住、占有はありません。</p> <p>2 本件土地について、近隣土地所有者と境界等で揉めるなど土地に関するトラブルはありません。</p> <p>3 本件建物には雨漏りや水漏れなどの損傷箇所、ライフラインの設備等の不具合箇所はありませんが、玄関ドアの外枠に傷があるほか、ドアの内側のドアガードが半分ほど削られています。業者によれば、ドアガードは交換できるようですが、外枠については玄関の壁に手を入れないと交換できないようで、交換しなければパテのようなもので形を整えて上から塗り直すしかないそうです。</p> <p>4 2階の北東側の洋室は、ペット専用のペットルームとして、洗面台を付けて造りました。 リビングダイニングと2階西側の洋室にガスによる床暖房の設備を付けています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月20日(月) 9:28-9:34	神戸地方法務局 姫路支局	公函等閲覧、登記事項証明書交付申請
7年10月22日(水) 12:30-12:43	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、占有者不在連絡文書投函
7年10月31日(金) 13:00-13:30	物件所在地	物件調査、評価人と同行
7年11月4日(火)	郵便照会	債務者兼所有者に物件状況等照会書送付
7年11月17日(月) 9:50-10:21	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、債務者兼所有者に面談、評価人と同行
7年月日() :-:		
7年月日() :-:		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 7年 月 日 本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年10月31日 目的物件は施錠されていたので、立会人 A を立ち合わせ、技術者に解錠に着手をさせたが、解錠できなかったため、立入調査は臨場後中止とした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 7年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部分	所在 姫路市花田町加納原田字北條			地番	866番11	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日	備付年月日(原図)			補事項	種類 旧土地台帳附属地図	

本図面は A3 版を A4 版
に縮小したものである

ヲ 863-6
ワ 872-16
カ 873-4
コ 866-3
ク 871-2
レ 873-7
ソ 872-17
ツ 872-15
ネ 865-5
テ 870-15
ラ 340-1
ム 867-2
ク 865-6
ノ 866-5
オ 864-4
ク 862-4
ヤ 862-2

本図面は A³ 版を A⁴ 版
に縮小したものである。

土地積測量図

地番 866-9, 866-11, 866-12

土地の所在 姫路市花田町加納原田字北條

座標求積表 任意座標

測点	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	距離
P1	87.109	106.533	-54.52285	3.07	
P37	89.802	108.128	986.90728	7.39	
P44	96.245	111.688	1115.53027	6.94	
P18	99.797	105.694	697.60908	4.21	
P17	101.947	102.075	-231.90431	3.00	
P6	97.320	99.745	-28.62687	3.59	
P36	94.333	96.654	197.20564	0.41	
P35	99.561	96.290	-61.00511	2.83	
P23	98.730	93.575	-426.04556	4.21	
P12	95.008	91.606	-104.53415	16.88	
延面積		306.56563			
地積		151.291024			m ²

測点	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	距離
P9	79.120	102.121	-631.57389	1.86	
P38	80.757	103.007	822.97243	7.26	
P11	87.109	106.533	1518.17080	16.88	
P10	86.942	87.338	-15.39408	9.12	
P10	86.942	87.338	-137.58933	16.72	
延面積		306.56564			
地積		151.291028			m ²

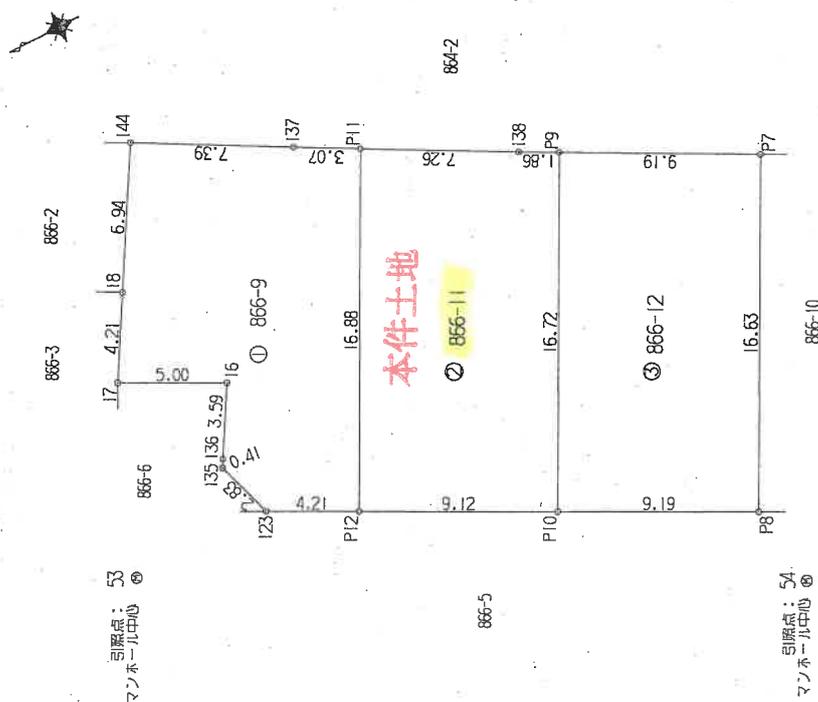
測点	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	距離
P7	71.038	97.742	29.56120	9.19	
P9	79.120	102.121	1624.08620	16.72	
P10	86.942	87.338	-26.41324	9.19	
P8	78.818	83.039	-120.58972	16.63	
延面積		306.56564			
地積		151.291029			m ²

合計 459.8937801

引張点表

引張点	X座標	Y座標	距離
P1 72本中心	105.36	93.66	?
P2 72本中心	78.33	79.21	?
P11	22.34	28.70	?
P37	21.18	31.02	?
P44	20.19	34.09	?
P18	3.26	32.87	?
P17	9.93	28.11	?
P36	6.71	21.32	?

境界点	X座標	Y座標	距離
P135	6.37	27.25	?
P123	6.63	24.95	?
P12	10.55	20.78	?
P9	27.57	22.92	?
P38	26.32	23.92	?
P10	19.47	11.84	?
P7	34.56	19.91	?
P8	28.59	3.86	?



境界	境界線の種類
123, 135, 136, 16, 17, 144, 137, 138, P7	金属プレート
18	コンクリート杭
P12, P10, P8, P11, P9	刻みベンジキ

測量年月日：令和3年3月2日

製作者

申請人

縮尺 1/250

令和3年3月24日作製

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(8枚目)

公用

登記年月日：令和5年6月19日

建築物各階平面図

家屋番号 866-11

建築物の所在 姫路市花田町加納原田字北條866番地11

1階

求積表

6.825 × 7.280	=	49.686000
3.185 × 5.460	=	17.390100
合計床面積		67.076100
		67.07 m ²

2階

求積表

3.185 × 7.280	=	23.186800
2.730 × 4.550	=	12.421500
3.185 × 5.460	=	17.390100
0.910 × 3.640	=	3.312400
合計床面積		56.310800
		56.31 m ²

本件土地

本件建物

作成者

月/日(作成)

縮尺

250

申請人

縮尺

500

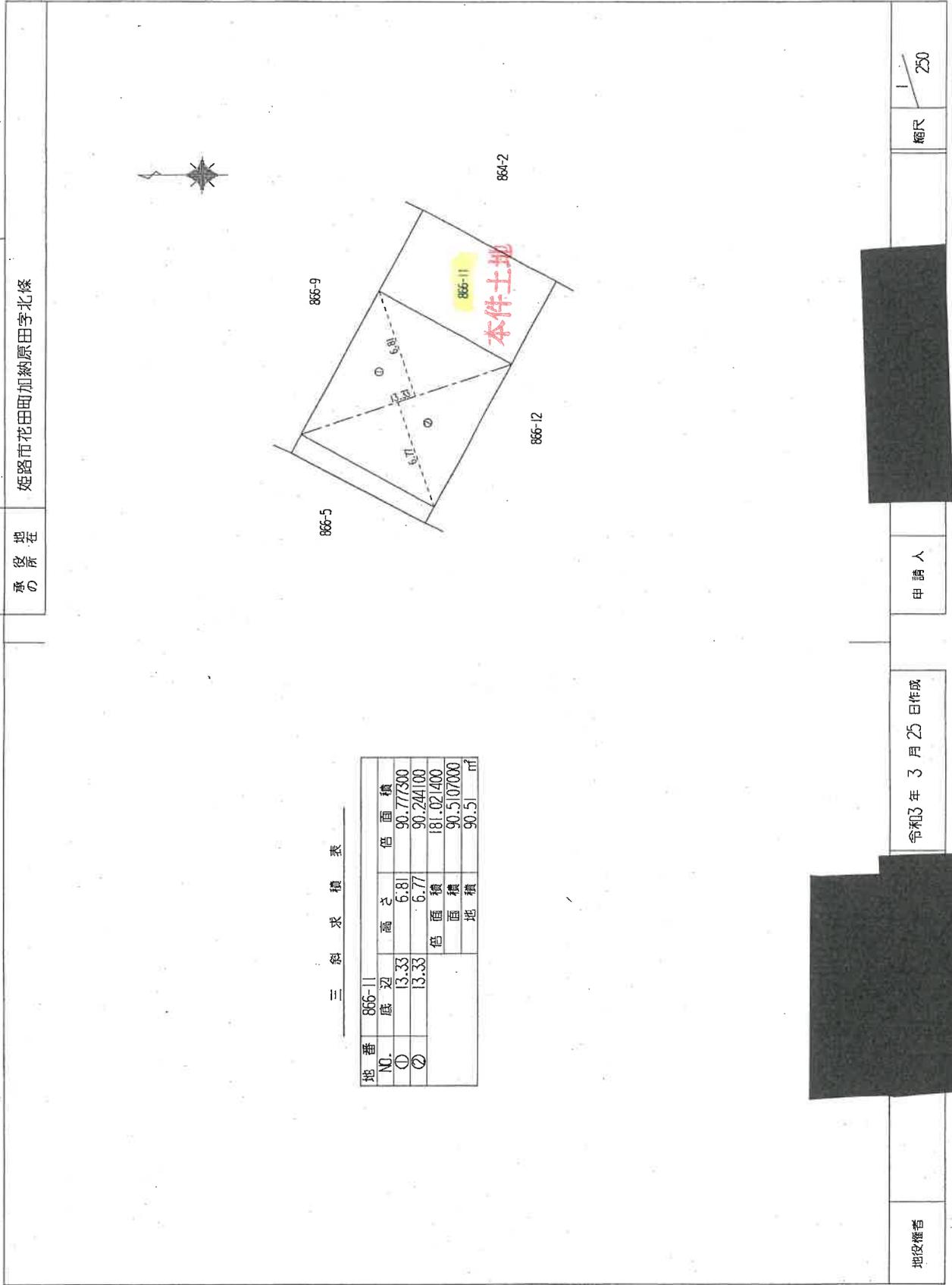
本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである

(9枚目)

請求番号：47

地役権図面

地番 承の	866-11
地役 承の	姫路市花田町加納原田字北條



三 斜 求 積 表

地番	866-11	高さ	倍面積
M.	底辺	6.81	90.777300
①	13.33	6.77	90.244100
②	13.33	倍面積	181.021400
		面積	90.5107000
		地積	90.51 m ²

地役権者

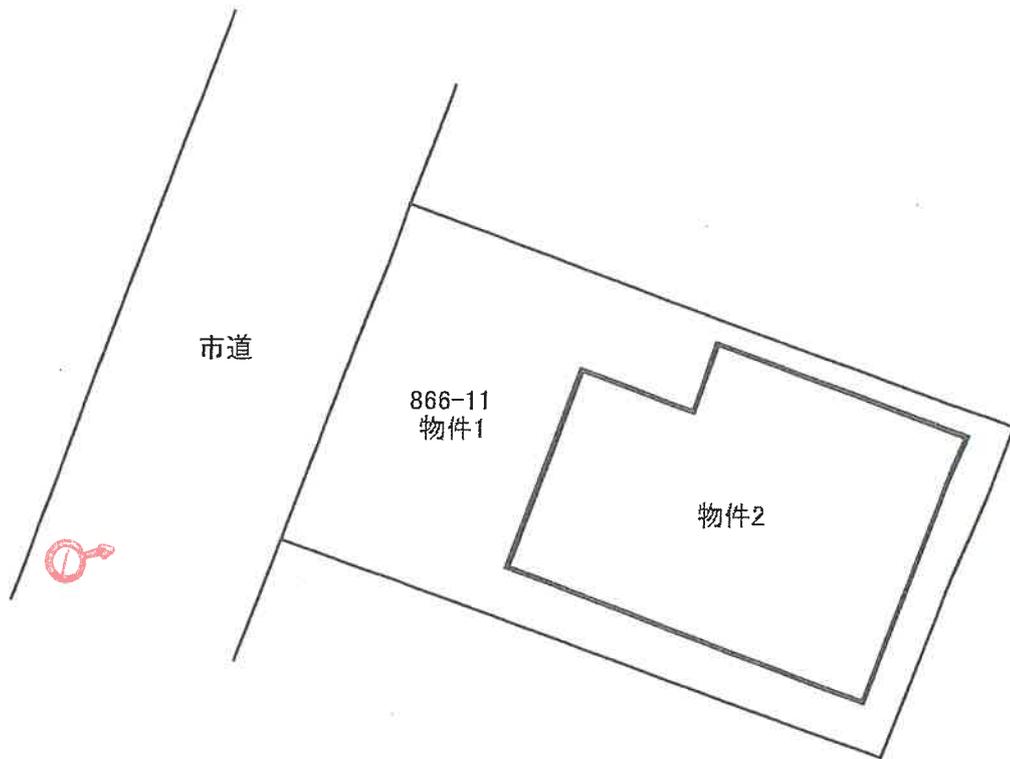
令和3年3月25日作成

申請人

縮尺 1/250

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(10枚目)

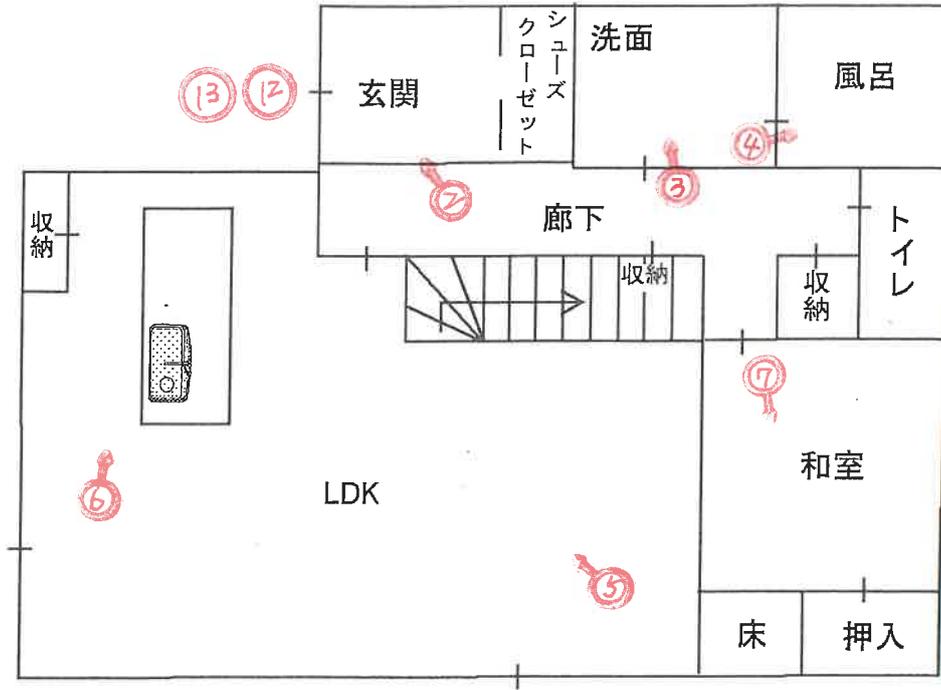


令和7年(ケ)第89号

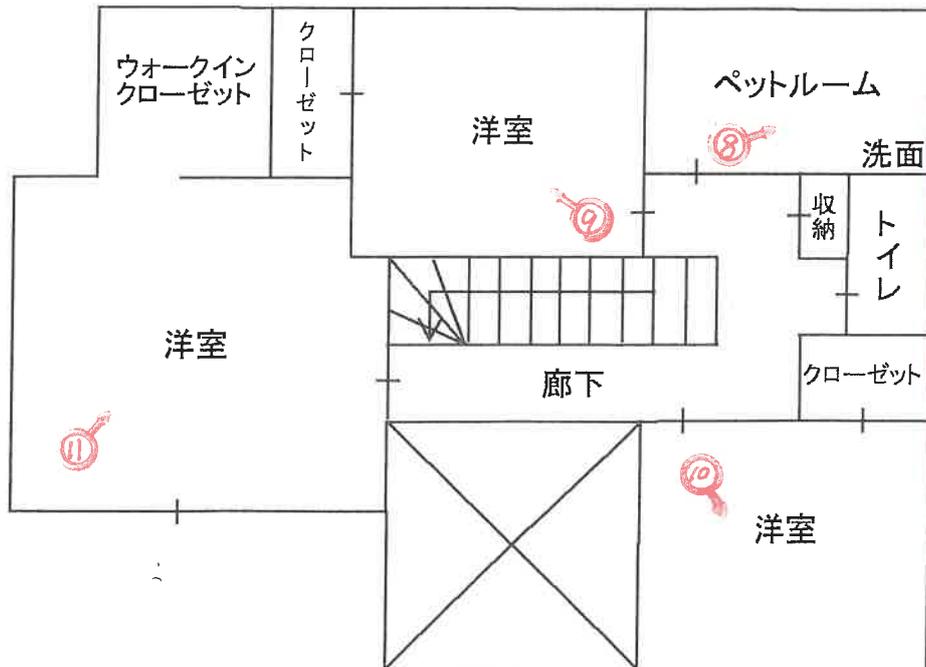
(←○は写真撮影位置および方向)

(// 枚目)

(1F)



(2F)



令和7年(ケ)第89号

(←○は写真撮影位置および方向)

(1/2 枚目)



写真 ①

本件建物

本件土地



写真 ②

写真 ③



写真 ④



写真 ⑤

写真 ⑥



写真 ⑦



写真 ⑧



写真 ⑨





写真 ⑩



写真 ⑪



写真 ⑫

ドアガードの傷



写真 ⑬

玄関ドアの外枠の傷

令和 7 年（ケ）第 89 号
令和 7 年 11 月 17 日 現地調査
令和 7 年 11 月 18 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

第1 評価額

一 括 価 格	
金13,050,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金1,920,000円
物件2(建物)	金11,130,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
特記事項			
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R線 御着駅の北西方 約2.4 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	幹線道路背後に戸建住宅が建ち並ぶ新興の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60 % 200 % 防火指定なし 大規模集客施設制限地区
画地条件	規模 153.29 m ² の 整形地 間口×奥行 約9.1m×約16.8m	
接面道路の状況	西側 約6m市道	
土地の利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 物件1は鉄塔に近接し、以下の地役権が設定されている。 原因：昭和63年4月2日設定 目的：電線路（電線の支持物を除く）を設置（張替、増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立入り又は通行もしくは使用の認容ならびに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3mを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造爆発性可燃性を有する危険物の製造取扱い及び貯蔵電線路に支障となる立竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止 範囲：送電線路線下両保安線間の土地90.51m² 要役地：姫路市西中島字桑原380番1 	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 令和5年6月16日 新築 経過年数 2年程度 経済的残存耐用年数 23年程度
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 合金メッキ鋼板葺 外 壁 : サイディング等 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング・タタミ等 設 備 : ガスによる床暖房 その他 : 特になし
床面積(現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低いですが、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・玄関ドアの外枠及び内枠に傷がある。また玄関付近に鳥の巣がある。その他は経年程度の劣化が認められる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	49,800	1.00	153.29	0.90	6,870,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 (姫路-50)

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $55,300 \times 100/100 \times 100/101 \times 100/110 \doteq 49,800$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.01)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/99 \times 100/110 \times 100/100 \doteq 100/110$

イ 個別格差 : 特になし (1.00)

ウ 地 積 : 登記記載数量

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	123.38	0.74	16,430,000

ウ 現価率

経過年数2年、経済的残存耐用年数23年、経済的全耐用年数25年、残価率5%の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価} 0.2) \doteq 0.74$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円)	土 地 利 用 権 等 割 合		土 地 利 用 権 等 価 格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	6,870,000	0.50	法定地上権	3,440,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市場 修正	評 価 額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,870,000	-3,440,000		0.80	0.70	1,920,000
2	16,430,000	+3,440,000	1.00	0.80	0.70	11,130,000
一 括 価 格 (合 計)						13,050,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 地役権の登記された高圧線下地であることを考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (姫路-50)
所 在 : 姫路市花田町勅旨字宮ノ前135番50
価 格 : 55,300円/m²
位 置 : JR線「御着」駅より道路距離2.7km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 135m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西側幅員7m市道に接面
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 一般住宅の建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和7年度)
物件1 : 2,500,159円
物件2 : 10,898,801円

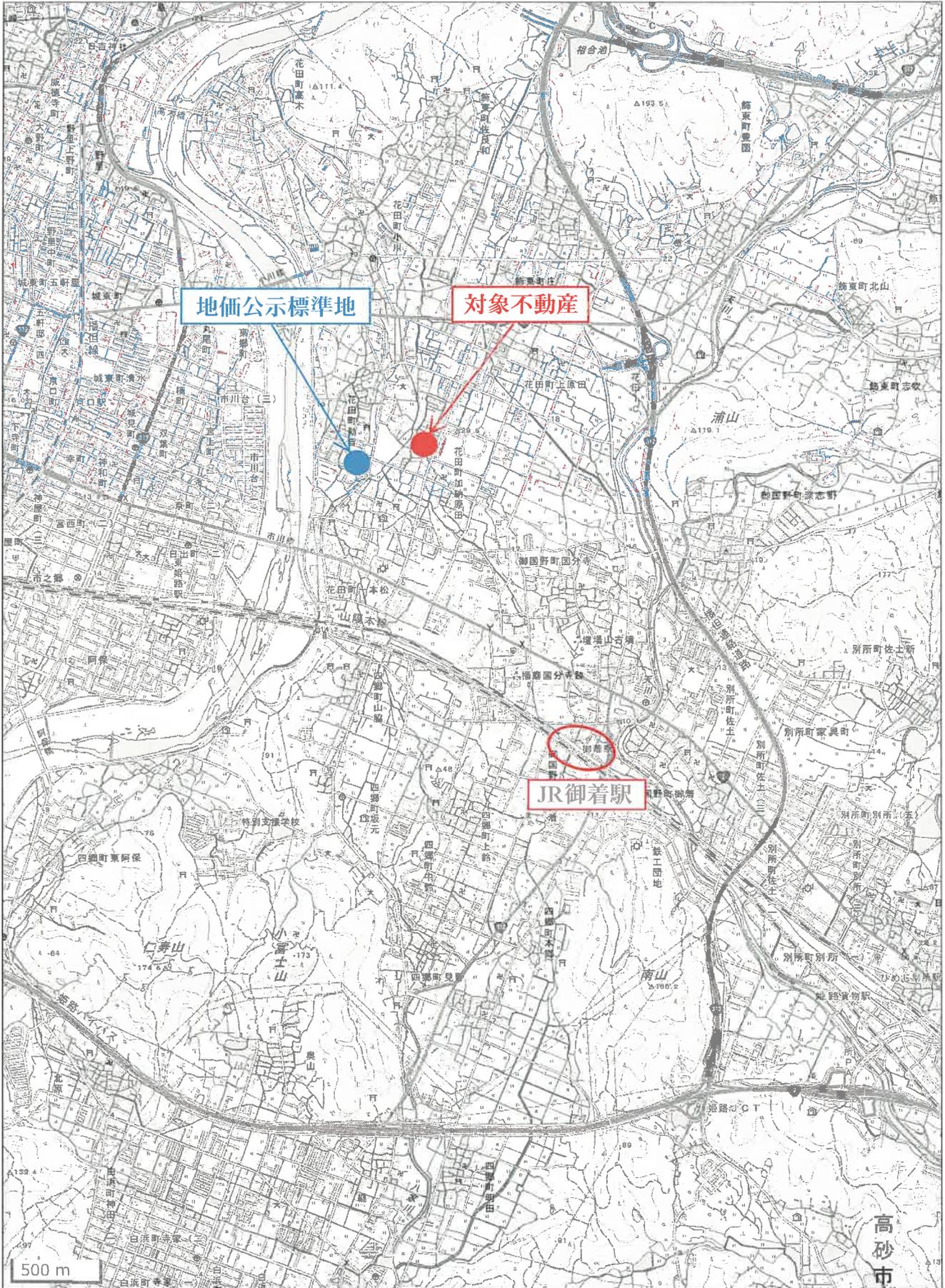
第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 地役権図写
- 6 物件配置略図
- 7 建物間取図
- 8 現況写真

以 上

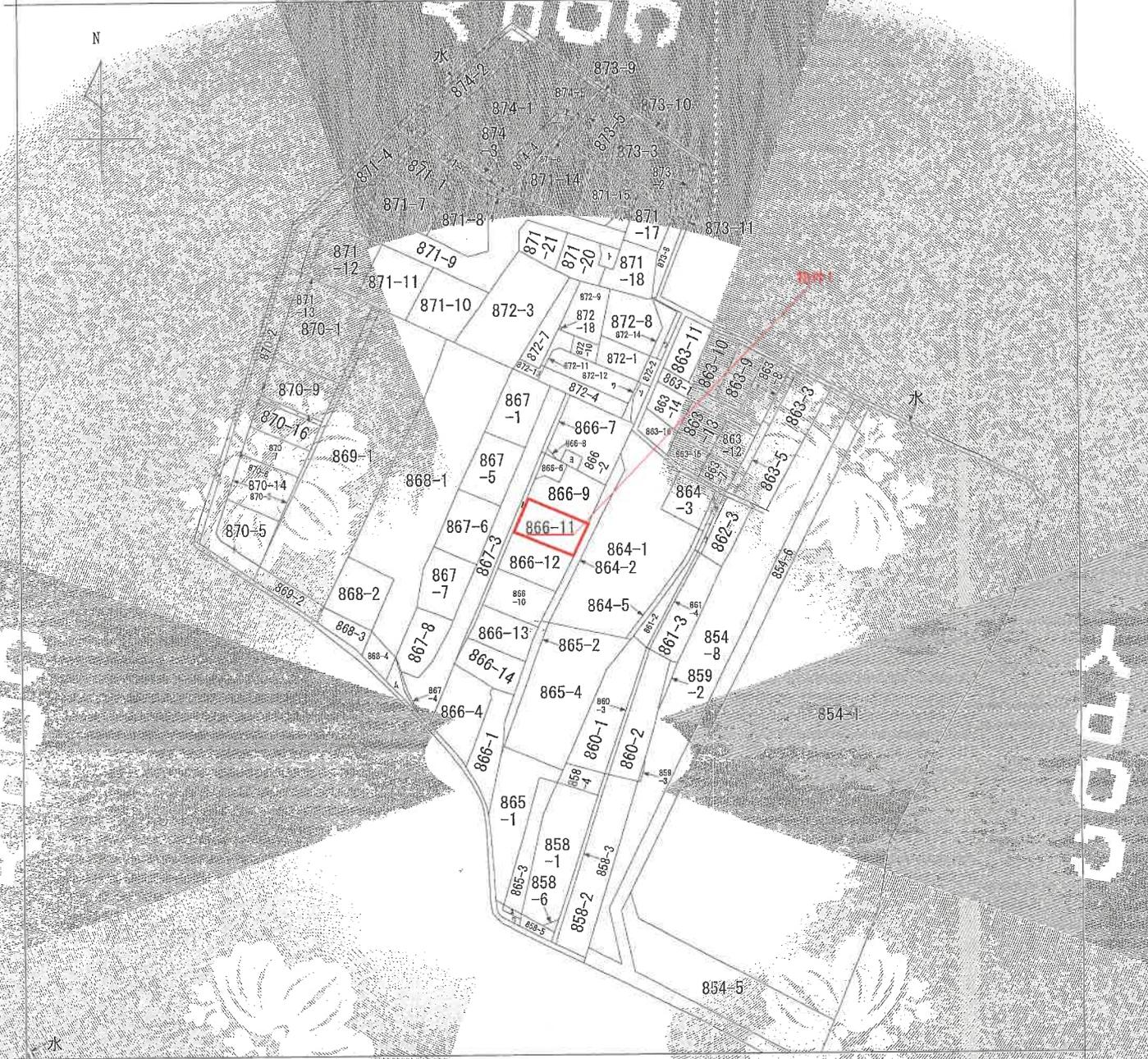
物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條 | |
| | 地 番 | 866番11 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 153.29平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町加納原田字北條866番地11 | |
| | 家屋 番号 | 866番11 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 67.07平方メートル |
| | | 2階 | 56.31平方メートル |



* 国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

イ 870-10 ハ 870-12
ロ 870-11 ニ 870-4



(注) 地区に準ずる図面は、土地の区画を明確とした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域員注

花田町加納原田

請求部	所在	姫路市花田町加納原田字北條			地番	866番11	
出方縮尺	縮尺不明	精度区分	逆標系番号又は記号	分類	地区に準ずる図面	種別	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局姫路支局管轄)

令和7年8月12日

福岡法務局

A3版をA4版に縮小

地図整理番号：M75636

登記官

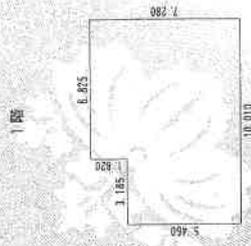
登記年月日：令和6年6月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方裁判所姫路支部管轄)
令和7年8月12日 福岡法務局 登記官

家屋番号 866-11

建物の所在 姫路市花田町加納原田字北條866番地11

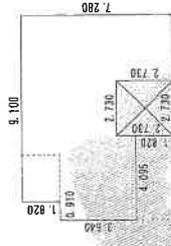
図面 平面図



1階 求積表

6.825 × 7.280	=	49.686000
3.185 × 5.460	=	17.390100
合計		67.076100
床面積		67.07 m ²

2階



2階 求積表

3.185 × 7.280	=	23.186800
2.730 × 4.550	=	12.421500
3.185 × 5.460	=	17.390100
0.910 × 3.640	=	3.312400
合計		56.310800
床面積		56.31 m ²



作成者

1/17 (作成)

縮尺

250

申請人

縮尺

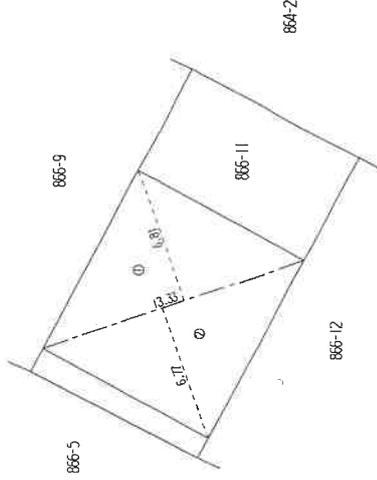
500

地役権図面

承の地番	866-11
承の地役所の地番	姫路市花田町加納原田字北條

三 斜 求 積 表

地番	866-11	高さ	価 面 積
MC	底辺	6.81	90.777500
①	13.33	6.77	90.244100
②	13.33		181.021400
		価 面 積	90.5107000
		地 積	90.51 ㎡



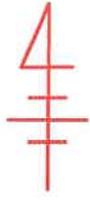
地役権者

令和3年3月25日作成

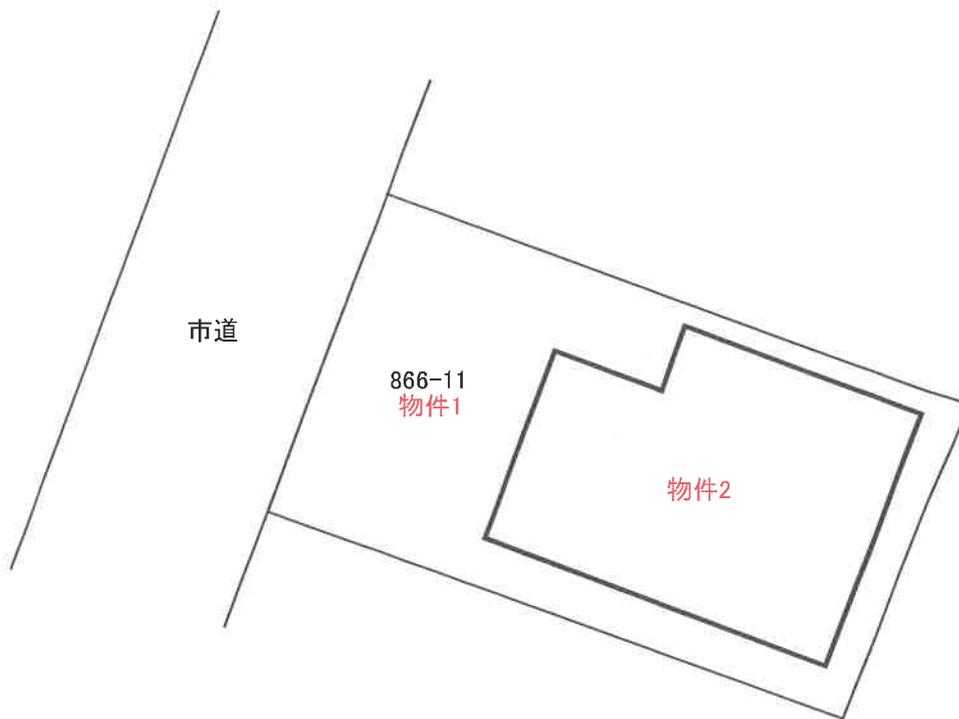
申請人

縮尺

1/250

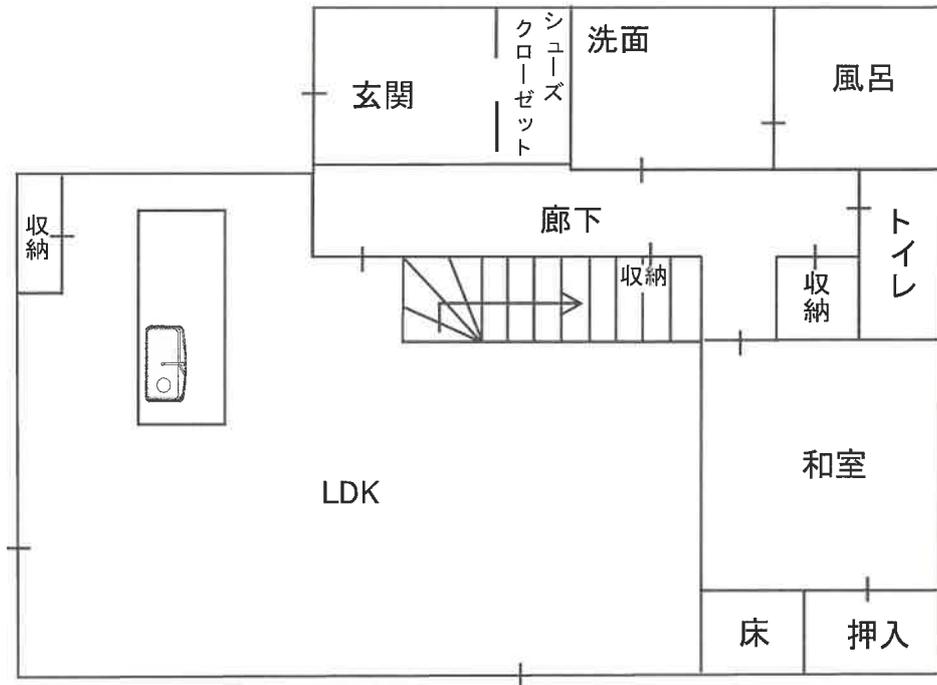


物件配置略図

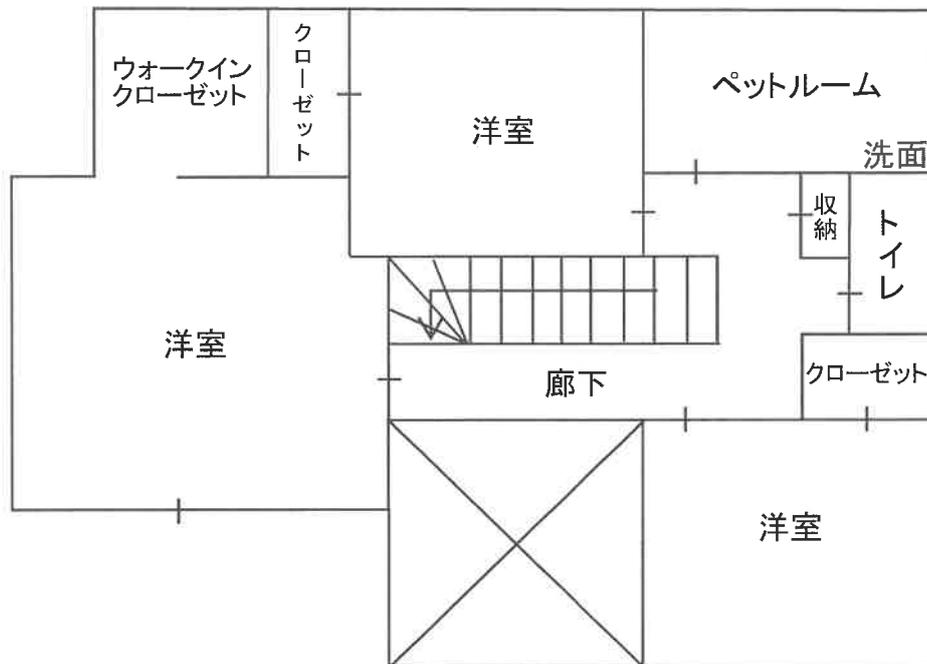


建物間取図

(1F)



(2F)



現況写真

物件 2



物件 2

